

市民ふれあい交流センターの利用制限について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市民ふれあい交流センターの利用を制限させていただいておりましたが、12月6日より、下記のとおり条件付きで緩和いたしますのでお知らせします。なお、今後の感染拡大状況により、制限の緩和あるいは制限の追加をすることもありますので、ご了承ください。

適用期間 令和3年12月6日（月）～

使用条件

1. 大声での発声、歌唱や声援、又は接近した距離での会話等が想定されないこと。
2. 適切な感染防止対策(マスクの着用、手指の消毒、室内の換気等)が、講じられていること。
3. 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、利用を自粛すること。
4. 主催者は、参加者の確実な連絡先を把握し、調査へ協力すること。
5. 飲食（水分補給を除く）を伴う使用を禁止とする。
6. 調理室で調理を行う場合は、十分な感染対策をし、調理したものはその場で食べず持ち帰ること。
7. 各部屋の収容人数の制限は次のとおり解除とする。

収容人数

| 部屋名 | 感染対策収容人員 |
|-----------------|----------|
| 大会議室 | 制限解除 |
| 調理室兼中会議室 | 制限解除 |
| 小会議室兼ボランティアセンター | 制限解除 |
| 談話室 | 制限解除 |

※交流センター使用後の清掃と消毒は利用者で行う。

(消毒液・清掃道具はセンターに常備しております。)

お問い合わせ先 市民ふれあい交流センター

電話 0972-82-5611

福祉バスの利用制限について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、福祉バスの利用を制限させていただいておりましたが、12月6日より、下記のとおり条件付きで緩和いたしますのでお知らせします。なお、今後の感染拡大状況により、制限の緩和あるいは制限の追加をすることもありますので、ご了承ください。

適用期間 令和3年12月6日（月）～

使用条件

1. 大声での発声、歌唱や声援、又は接近した距離での会話等が想定されないこと。
2. 適切な感染防止対策(マスクの着用、手指の消毒、室内の換気等)が、講じられていること。
3. 発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合は、利用を自粛すること。
4. 主催者は、参加者の確実な連絡先を把握し、調査へ協力すること。
5. 飲食を伴う運行については、当面禁止とし、基本、送迎のみ使用とすること。
6. ふれあいいきいきサロンでの利用については、当面禁止とする。
7. 福祉バスの乗車人数の制限は次のとおり解除とする。

<乗車人数>

- ・乗車28人（補助席6）

◇原則として、15名以上からの利用となります。

| | | | | |
|-----------|---|--------|-----|----|
| | 1 | | 運転席 | |
| 昇降口 ←→ | 2 | 補助席 23 | 9 | 10 |
| | | 補助席 24 | 11 | 12 |
| | 3 | 補助席 25 | 13 | 14 |
| | 4 | 補助席 26 | 15 | 16 |
| | 5 | 補助席 27 | 17 | 18 |
| | 6 | 補助席 28 | 19 | 20 |
| | 7 | 8 | 21 | 22 |

お問い合わせ先 津久見市社会福祉協議会

電話 0972-82-5000